

会 則

第1条 【名 称】

アーチェリー・オリンピック競技

「中西絢哉選手を応援する会」と称する

(※以下、本会と記載)

【所在地】

〒700-0975 岡山市北区今4-8-23タケダコーポ2 F 西内

事務局 枯木 将克

第2条 【目 的】

本会においては、オリンピックを目指す中西絢哉選手（以下、中西選手と記載）がオリンピックや国際大会等で活躍する競技活動の応援及び支援をすることを目的とする。

第3条 【事 業】 本会の事業については前条に基づき、以下の活動を中心に運営を行う。

1. 中西選手の選手活動に対する地域の応援活動（集会・激励会等）
2. 中西選手の選手活動の広報や宣伝活動（町内会新聞等の広報誌掲載等）
3. 中西選手の選手活動を支援するための応援金募集の活動
4. 他、本会が掲げる目的を達成するために必要と思われる活動

第4条 【入会及び支援者登録】

1. 本会の入会については、第2条の目的に賛同する個人・法人及び団体において組織構成をする。
2. 第5条の応援金を納入することにより、本会に入会したこととする。
3. 入会期限は1年間とし、毎年度ごと入会手続きを行うこととする。

第5条 【応援金】

本会支援者の応援金（年額）については、下記のとおりと定める。

1. 個人事業 5, 0 0 0 円（一口以上、何口でも可）
2. 法人・団体 1 0, 0 0 0 円（一口以上、何口でも可）
3. 個人募金 1, 0 0 0 円（一口以上、何口でも可）

※納入された応援金については、いかなる場合も返還は行わない。

第6条 【経費及び会計】

1. 本会の活動経費については、応援金・募金及びその他の収入をもって会の経費とする。
2. 会の経費を中西選手の活動応援金として支出できることとする。
3. 応援金支出については、中西選手の要望に応じるとともに、正・副会長含む役員5名以上の承認を得ることで執行可能とする。
4. 本会の会計年度においては、事業年度の4月1日から翌年3月31日とする。
5. 事業年度末に会計決算報告書を作成し監査を受け、役員会承認を得ることとする。

第7条 【運営期間】

1. 本会は中西選手がオリンピックを目指す期間中は会を継続する。
2. 本会の継続については、オリンピック終了後の年度末に会の継続をするか否かの審議をする。
3. 会の解散については、以下の通りとし審議をする。
 - ・中西選手にオリンピックを目指す意欲が無くなった場合。
 - ・中西選手が引退を表明した場合。
 - ・会の継続が難しいと判断された場合。
 - ・その他の解散意向が出された場合。

第8条 【役 員】

本会は、次の役員を置き、会の理事とする。

1. 会長 1名 （本会を代表し、組織全体の監督及び運営方針の決定する）
副会長 2名 （会長を補佐し、職務の代行権を有することとする）
総務（広報） 1名 （応援金の募集、広報活動、事務全般の管理監督を行う）
会計 2名 （運営費の管理等、会計処理にあたる）
庶務 1名 （会が円滑に運営できるよう全般的なサポートにあたる）
監事（監査） 1名 （監事は本会の業務及び経理が正しく行われているか監査にあたる）
2. 役員任期については、オリンピック開催年度末までとし、会の継続がされる場合は役員改選を行うこととする。
3. 役員の配置については、理事審議（理事会）において承認を得ることによって改選・変更ができることとする。（臨時理事会の理事会含む）
4. 本会の顧問（若干名）を理事の承認を持って置くことができる。

第9条 【役員会】

1. 本会の重要事項は、理事会をもって決議する。
2. 役員会の開催については、以下の通りとする。
 - ①役員会は年1回の開催を基本とするが、必要に応じて開催することとする。
 - ②役員会の招集及び議長については、会長にその権限を委ねる。
 - ③役員会は、役員の過半数（委任状含む）にて成立とする。
 - ④役員会議案の議決については、出席役員の過半数をもって成立とする。

第10条 【総 会】

1. 総会は本会の最高決議機関とし、全ての議案事項の決議をする。
2. 総会の開催については、以下の通りとする。
 - ①総会は毎年1回開催する。
 - ②総会開催については、事業年度終了後にすみやかに開催する。
 - ③総会の開催日及び招集については、会長にその権限を委ねる。
 - ④総会は会員の過半数（委任状含む）にて成立とする。
 - ⑤総会議案の議決については、出席者の過半数をもって成立とする。

第 1 1 条 【その他事項】

本会則に定める事項の他、本会の運営に必要な事項が発生した場合は、会長が別に定める。

付 則 本会の設立年月日は「2 0 2 6 年 4 月 1 日」とし、本会則をこの日より施行する。